

茨城工業高等専門学校安全衛生委員会専門部会要項

平成16年6月16日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城工業高等専門学校安全衛生委員会規則第7条第3項の規定に基づき、専門部会の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 安全衛生委員会（以下「委員会」という。）に、次の各号に掲げる専門部会を置く。

- (1) 薬品管理専門部会
- (2) 放射線障害予防専門部会
- (3) 組換えDNA実験安全専門部会

(薬品管理専門部会)

第3条 薬品管理専門部会は、委員会の付託を受け、次の各号に掲げる事項を審議し推進する。

- (1) 実験室・研究室等における薬品及び実験廃液の管理に関する事。
- (2) 実験廃液に係る水質汚濁防止対策に関する事。
- (3) その他薬品管理に関し必要な業務に関する事。

第4条 薬品管理専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 委員長が指名した各系及び一般教養部の教員 各1人
- (2) 施設管理係長
- (3) 委員長が指名した技術教育支援センターの技術職員

2 前項に掲げる部会員は、校長が任命する。

3 薬品管理専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、第1項に掲げる部会員のうちから委員長が指名する。

(放射線障害予防専門部会)

第5条 放射線障害予防専門部会は、委員会の付託を受け、次の各号に掲げる事項を審議し推進する。

- (1) 実験室における放射性同位元素並びに電離放射線装置の安全な取扱いに関する事。
- (2) 実験室における放射性同位元素並びに電離放射線装置の使用責任者の審査に関する事。
- (3) 使用責任者より提出された実験室における放射性同位元素並びに電離放射線装置の使用計画書の審査に関する事。
- (4) 実験室における放射性同位元素並びに電離放射線装置の取扱者の登録の審査に関する事。
- (5) その他、実験室における放射線障害の防止の業務に関する事。

第6条 放射線障害予防専門部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 放射線取扱主任者
- (2) 放射線を取扱う学科の長
- (3) 委員長が指名した教員
- (4) 総務課長
- (5) 委員長が指名した技術教育支援センターの技術職員

2 前項に掲げる部会員は、校長が任命する。

3 放射線障害予防専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、第1項第1号及び第2号に掲げる部会員のうちから委員長が指名する。

(組換えDNA実験安全専門部会)

第7条 組換えDNA実験安全専門部会の審議事項及び組織は、茨城工業高等専門学校組換えDNA実験安全管理規則第5条の定めるところによる。

(任期)

第8条 各専門部会（組換えDNA実験安全専門部会を除く。以下同じ。）の部会長、副部会長及び部会員の任期は、1年とする。

2 前項の部会長、副部会長及び部会員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第9条 各専門部会の部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。

2 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代行する。

(定足数及び議決方法)

第10条 各専門部会は、部会員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第11条 各専門部会の部会長は、審議した結果を委員会の委員長に報告するものとする。

(事務)

第12条 専門部会の事務は、総務課において処理する。

附 則

この要項は、平成16年6月16日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年6月5日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。